刑務B	二　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	（略）
刑務官採用試験（高卒程度試験） 刑務A（武道）	一　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の男子	（略）
刑務B 刑務B（武道）	二　試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十九歳未満の女子	
刑務A（社会人）	三　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子（第一号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）	
刑務B（社会人）	四　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第二号に規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）	
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　任命権者は、令和七年十二月一日以降、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一刑務官採用試験の項に掲げる各区分試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

（準備行為）

3　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八第三条第三項第二号の二及び第三号の採用試験の実施に必要な準備行為をすることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九六

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。